



鳥取県公報

令和6年11月18日（月）
号外第90号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更（618）（道路企画課）	2
	県道の供用の開始（619）（ 〃 ）	2

告 示

鳥取県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年11月18日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
尾高淀江線	米子市淀江町小波字泉原434-117地先から同市泉字喜多原750-2地先まで	変更前	19.7~78.4	161.0
		変更後	16.5~43.4	161.0

鳥取県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年11月18日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
尾高淀江線	米子市淀江町小波字泉原434-117地先から同市泉字喜多原750-2地先まで	令和6年11月18日